

# 天然魚介類に含まれる農薬等の残留基準値の設定について

【厚生労働省・農林水産省・水産庁】

## 提案の内容

魚介類に残留する可能性のある農薬等について、一律基準値等に代えて、個別の基準値を早急に設定すること

## 【現状と課題】

- ポジティブリスト制度の施行により、従来、残留基準値が設定されていなかった魚介類については、国内外で参考とするものがないため、厳しい一律基準値(0.01ppm)等が適用されている。
- 昨年、島根県で宍道湖及び神西湖のシジミについて検査を行ったところ、宍道湖西岸の一部の河川内で採取した検体からはチオベンカルブが、さらに今年3月には神西湖のシジミからシラフルオフエン及びペンディメタリンが基準を上回って検出され、漁業者は一時その水域での操業自粛を余儀なくされた。
- 農業関係者はこれまで農薬取締法に定められた使用基準を遵守しているにもかかわらず、天然水域のシジミから暫定基準や一律基準を超える農薬が検出された。
- 基準を超えて検出されたシジミに含まれる農薬成分は、一日摂取許容量に照らしても人の健康に影響を及ぼすものではないにもかかわらず、漁業者にとっては死活問題である。
- このことについて、ほかの食品の多くに個別の残留基準の設定がされている中、魚介類には一律基準値等が適用されていることが問題であり、円滑なポジティブリスト制度の施行のためには魚介類についての適正な残留基準値を早急に設定し、消費者や漁業者等の不要の混乱を避けることが必要である。



シジミ操業風景

## 【本県の取組状況・方針】

- 平成18年11月、宍道湖シジミの残留農薬検出時には厚生労働省、食品安全委員会、農林水産省、水産庁への要望活動実施
- 平成19年3月にも緊急の要望活動を実施  
個別の基準値設定のための調査などについて、現在国と協議中

## 【提案・要望の効果】

- 天然の魚介類に適正な個別基準が設定されることによって、消費者や漁業者等の不要な混乱を避けることができる。